

学 校 生 活 の 心 得

「誠実・努力・謙譲」の校訓のもと、本校の生徒としての自覚と誇りをもって行動することができるよう、学校生活の心得を定めています。真摯な高校生活は、健全で正しい態度を育みます。この心得を十分に理解し、本校での生活を有意義で成長につながるものにしてください。

1. 校内での生活について

- (1) 品位と誇りを持ち、明朗で秩序ある生活を送る。
- (2) 他者理解に努め、人の嫌がる言動は絶対にしない。
- (3) 服装は規定に従い、清潔・質素を心がける。
- (4) 下履き、上履き、体育館シューズの区別をはっきりとし、カカトを踏まない。
- (5) 生徒手帳、生徒証（カード）、セキュリティーカード(名札)は常に携帯する。
- (6) 校内において来客・教職員・生徒と会ったときは、親愛の情をもって挨拶する。
- (7) 言葉遣いや礼儀に気を配り、粗野にならないようにする。
- (8) 貴重品の保管は各自で責任を負うこと。
- (9) 物品、金銭の貸借は原則としてしない。
- (10) 公共物を大切に取り扱い、破損した場合はその旨を担任に届け出る。また、校舎内外を清潔にし、公共の場所を利用した際、ゴミは持ち帰るなど美化活動に努める。
- (11) エレベーターは原則として使用しない。
- (12) 登校後の外出は原則としてしない。特別の理由で校外に出る場合は必ず担任の許可を受ける。
- (13) 携帯電話は保護者からの届出により許可する。校内では電源を切って鞆の中に入れておき、休み時間、放課後以外は使用しない。
- (14) 本人または保護者の住所等に変更があった場合は、ホームルーム担任を経て速やかに学校に届け出る。
- (15) 生徒で非違の行為があり、本校の学則、生徒心得に違反したものの、本校の名誉を著しくそこなう行為をしたものは、退学、停学、又は訓告の処分をする。処分等の内容については別に定める。

2. 校外での生活について

- (1) 本校の生徒として自覚をもって行動し、公衆道徳を守り、交通法規に従う。
- (2) 生徒手帳、生徒証（カード）は常に携帯する。
- (3) 不健全な飲食店や娯楽施設等には立ち入らない。
- (4) 外出する場合は、行先・帰宅予定時刻などを家人に伝え、午後 11 時以降の外出は禁止する。
- (5) 片道 100km を超える遠隔地に行く場合で、学割を請求したい場合はホームルーム担任を経て校長へ申し出る。
- (6) 海外渡航や県外宿泊の場合は、身体的な危険や健康被害等が心配されるため、事前に届け出、相談する。（親戚宿泊を除く）

- (7) 校外の団体に加入する場合は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。
- (8) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車等の運転をしてはいけない。免許証の取得は原則禁止とする。
- (9) アルバイトは原則として認めない。ただし、許可のある場合はこの限りではない。

3. 登校・下校について

- (1) 登下校時は制服を着用する。
- (2) 特進コース以外は8:25からの朝学習, 特進コースは8:10からの朝自習に間に合うように登校する。
完全下校時刻は18:40とする。
- (3) 交通ルールやマナーを守る。通学途中で事故が発生した場合は最も適切な処置をとり, すみやかに保護者と学校に連絡する。特に自転車通学者は安全運転に留意する。運転中の携帯電話の使用や雨天時の傘さしは厳禁。
- (4) 自宅から学校まで自転車で通学を希望する場合は自転車保険等へ加入した後, 担任を通じて許可を受け, 自転車にステッカーを貼ること。また、交通ルールを守り, 運転時はできるだけヘルメットを着用する。
- (5) 食べ歩き, 飲み歩きはしない。

4. 欠席・遅刻・早退について

- (1) 病気その他やむを得ない事由で欠席する場合は、あらかじめ保護者が連絡ツール「Classi」を利用し連絡をとる。この場合「欠席届」の提出は必要ない。また、電話で欠席連絡をした場合は、必ず保護者の署名・捺印の「欠席届」を提出する。（生徒手帳書式例を参照。学校ホームページからダウンロードする。）ただし、病気のため引き続き7日以上欠席しようとする場合は医師の診断書等, その事由を証明する書類を提出すること。
- (2) 遅刻した場合は、該当する職員室にて担当職員の指導を受けた後, 「遅刻届」を受け取り教室に入る。
- (3) やむなく早退, または外出しようとする場合はその事由をホームルーム担任に申し出て許可を受ける。病気の場合には先に養護教諭に申し出ること。下校の際は「早退届」と「生徒手帳」に事由を記入し, ホームルーム担任またはその他の教諭に提示する。帰宅後は速やかに無事帰宅した旨, ホームルーム担任へ Classi で報告する。また, 保護者は生徒手帳の連絡事項（早退内容）を確認の上, 保護者印を押し翌日ホームルーム担任がそれを確認する。
- (4) 学校への電話連絡時間帯は 8:00から17:30まで（休業日、長期休業中を除く）とする。

学校電話番号	043(252)3551	F A X	043(256)9501
--------	--------------	-------	--------------

5. 服装について

服装は人格を表現するといわれます。常に清潔で高校生としての品位を保ち清楚な装いであること。

(1) 制服について（学校指定のものを着用する）

<男子>

年間を通し、季節や体調に合わせて次の中でコーディネートする。ブレザー、学生服、スラックス(夏用・冬用)、長袖シャツ、半袖シャツ(白・紺)、ポロシャツ、セーター、ネクタイ

- ◇ 学園章(UG マークバッジ)はブレザー、学生服の襟に必ずつける。
- ◇ ブレザー、学生服、スラックスを故意に加工しない。
- ◇ ブレザー、学生服は、第1ボタンまで、シャツ・ポロシャツは第2ボタンまで必ず閉める。

<女子>

年間を通し、季節や体調に合わせて次の中でコーディネートする。ブレザー、スカート、スラックス、ブラウス、ベスト、リボン、ネクタイ（カーディガン、ポロシャツ、セーター）

- ◇ スカート丈は膝丈(膝蓋骨上端まで)とする。また、スカートやスラックスを故意に加工したりまくり上げて着用してはならない。
- ◇ 学園章(UG マークバッジ)は、ブレザーの襟に必ずつける。
- ◇ ブラウス、ポロシャツは第2ボタンまで必ず閉める。
- ◇ リボンやネクタイを着用するときは、だらしなく着用しない。（第2ボタンが見えないこと）

(2) 靴下について

<男子> ①紺（指定のハイソックス）・紺（指定の短いソックス）

<女子> ①紺（指定のハイソックス）・紺（指定の短いソックス）

②防寒のために黒またはベージュのストッキング(またはタイツ)をはいてもよい。

(3) 正装について（正装着用は、入学式、卒業式、及び学校学年より指定された日）

<男子> ブレザー、学生服、スラックス、白シャツ、紺ソックス

<女子> ブレザー、スカートまたはスラックス、リボンまたはネクタイ、白ブラウス、紺ハイソックス（スカート、リボン、ネクタイの色は指定されたもので統一する）

(4) 靴について 上履き、通学靴は指定のものとする。

(5) 鞆について 指定の通学用バッグ又は黒を基調としたリュックとする。

(6) 髪型などについて

- ① 学習活動に差し障りがなく、高校生らしく清潔、清楚で品位のある髪型であること。
- ② パーマ、カール、染色等の加工をしないこと。
- ③ 使用して良いヘア用品：黒・紺・茶色のヘアピン、ヘアーバンド、ゴム
- ④ 授業中および生徒の諸活動に支障が生じると認められる場合は、担当者の指示に従う。
- ⑤ 各部活動部員の髪型に関しては、顧問の判断で上記範囲内で統一することができる。
- ⑥ 化粧をしてはならない。
- ⑦ 装飾品を身につけない。
- ⑧ やむをえず規定外の服装をする場合は、担任を通じて異装届けを提出し、許可を受ける。